

《巻頭言》

第7号刊行に寄せて

センター長・法学部教授 指宿 信

2023年は治療的司法研究センターにとっても、治療法学や治療的司法にとっても、大きな出来事の続く年となった。



センターが2022年に設立5周年を迎えたので、これを記念して2023年3月18日に成城大学3号館003教室を会場に、2025年に始まる拘禁刑の一本化を検討するシンポジウム『新しい拘禁刑は何をもたらすか?』を開いた。城下裕二教授（北海道大学）と丸山泰弘教授（立正大学、センター客員研究員）のオーガナイズで、中島学・元札幌管区長のご講演を中心に國井恒志判事、田鎖麻衣子弁護士、東本愛香氏（千葉大学特任講師・センター客員研究員）による量刑・矯正保護実務を踏まえた議論は日本の自由刑の抱える課題を浮き彫りにする充実した内容となった。当日は大雨で大変に足元の悪い中、全国から刑事政策研究者、法曹関係者、矯正関係者、そして受刑経験者など100名もの参加者を得られ、久しぶりの対面イベントをなんとか実施することができたのは感謝で

ある。シンポジウムの中身は本年、成文堂から書籍として刊行される予定であり、ぜひお手にとっていただきたい。



大きなトピックとしては昨年、大麻使用罪が創設されたことで薬物政策に大いに注目が集まると予想される。この改正については、丸山泰弘・客員研究員に「[大麻使用罪創設の何が問題か](#)」と題して治療的司法ジャーナル5号（2022）で詳細に論じていただいているのでそちらを参照されたい。大麻使用を犯罪化することで使用者への「社会的烙印」が強化され、治療回復機会が剥奪され、使用者の生活破綻や人生崩壊といった具体的な悪影響が懸念されているところである。

今回、使用罪創設にあたり、治療的司法の見地から提案すべきこととしては、刑罰目的の刑事手続とは別に、大麻使用者への「教育」「治療」を中心とした刑罰回避目的の新たなルートを設けるよう検討することであろう。

すなわち、第一に、いわゆるディバージョンと呼ばれる手続離脱政策を導入することであり、具体的には法執行段階での使用者への「警告」措置の導入である（詳しくは、指宿信「治療的司法からみた大麻事犯者」精神科治療学35巻1号67-71頁（2020）参照）。第二は、海外の「ドラッグコート」に類似した「大麻コート」を創設し刑罰よりも教育、治療回復を目指した法廷を作ることだ（前掲丸山論文14頁参照）。

そうした取り組みの代表例が豪州である。2000年以降、豪州では警察段階で大麻事犯に対する多様な非刑罰化プログラムが導入、実施されてきた。成人・少年の少量の大麻使用の場合に教育プログラムを中心として刑事手続から離脱させ、刑罰ではなく教育を中心とする施策が各州で導入されており、再犯率を激減させる効果を発揮している。

薬物専門法廷については参考文献も多いので海外事情の紹介は省略するが、仮に使用罪で逮捕起訴しても通常裁判所ではなく大麻コートで取り扱い、教育プログラムや医療機関や自助グループなどの治療・支援の機会に必ず繋がるような特別手続を創設したい。この方法を採用以外に途はない。同罪を新設してしまうと、依存症者や支援者、医療関係者から反対の声として指摘されていたような様々な影響を回避することはできなくなるものと思われるからである。

大麻使用罪創設により大麻コートのような問題解決型裁判所を日本で創設することに結びつくのであれば、刑罰中心の薬物政策ではなく治療・ケア中心の薬物政策への転換をこの国に根付かせる一歩となる。今後も、本センターから問題提起を続けていきたい。

さて、本号もTJに関わる貴重な論稿を多く収録することができた。窃盗症と常習累犯窃盗罪、検察官をアクターとするTJ的アプローチ、刑事施設参観記録とTJ、刑事弁護とTJ、鑑別所における教育等々、幅広いテーマとなっている。次号への投稿も大歓迎。お待ち申し上げます。